

リサーチ・アシスタント（RA）募集

東京大学高大接続研究開発センター高大連携推進部門

東京大学高大接続研究開発センター高大連携推進部門（CoREF ユニット）では、新型高大接続のための教育改革につながる実践研究として、学習科学に基づくワークショップの企画、運営や評価手法の開発を行っています。これらの企画運営補佐業務ならびに多様な評価手法にかかわる研究業務を行うリサーチ・アシスタントを以下の通り募集します。

記

1. 職種： リサーチ・アシスタント（RA）
2. 応募締切： 平成 29 年 5 月 22 日
3. 募集人員： 5 名
4. 委嘱する学術研究の内容：
 <業務>
 東京大学 CoREF のポータル・ページ <http://coref.u-tokyo.ac.jp/> を参照し、特性を活かせる業務が担当できること。以下のすべてを担当できる必要はない。
 - ・ 理数分野における思考力等を多面的・総合的に評価するためのパフォーマンス課題の作成
 - ・ ICT を活用した学習者中心型授業あるいは問題解決場面の言動データの収集・編集・分析（学校訪問、授業・実験記録、記録データのテープ起こし、発話分析などに関わる研究業務）
 - ・ 学習者中心型実践研修・シンポジウムなどイベントの企画・運営補佐
 - ・ 東京大学と連携先教育委員会とによる新しい高大連携事業の実践研究補佐。特に理数系の教育内容に詳しいことが望ましい
 - ・ 統計学やプログラミングを用いた大規模学習データの可視化や統計処理

* 期間、研究業務内容についての問い合わせは info@coref.u-tokyo.ac.jp あるいは内線 23682 まで
5. 応募書類： リサーチ・アシスタント研究業務計画書（様式 1） 1 通
 研究業績一覧（様式は問わない） 1 通
6. 応募資格： 東京大学のリサーチ・アシスタント（RA）制度での公募のため、対象者は、大学院博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する大学院博士課程に在籍する学生とする。対象除外者については、「13. 留意事項」を確認のこと
7. 研究業務月額単価： 2 万円～10 万円程度（研究業務の内容に応じて決定する）
8. 委嘱期間（予定）： 平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（予定）
9. 委嘱内容の評価： 応募者については面接により主に担当する業務を決定する。
 また、委嘱期間終了後、リサーチ・アシスタント研究業務終了

報告書（様式 2）の提出を求め、その内容について面談評価する。
その後、高大接続研究開発センター会議において、研究業務の実施
内容及び遂行経過の審査及び評価を行う。

10. 応募書類の送付先：

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学高大接続研究開発センター 高大連携推進部門宛

封筒に「東京大学 高大接続研究開発センター 高大連携推進部門 リサーチ・アシスタント応募書類在中」と朱書きし、提出。同等の内容を info@coref.u-tokyo.ac.jp にメールで提出しても良い。その場合、件名を「リサーチ・アシスタント応募」とし、本文中に面接可能日を数件記載すること。

11. 問い合わせ先：東京大学 高大接続研究開発センター 高大連携推進部門
電話 03-5841-3682（内線 23682）

12. 備考：提出書類は選考審査にのみ使用し、返却はしない。

13. 対象者に関する留意事項

- (1) 日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生については、担当する業務と研究目的の適合性、本人の有する専門技術などを慎重に検討して採用する。
- (2) 学生が遂行する研究業務については、当該学生の授業等に支障がないよう教育的配慮に努める。
- (3) 研究業務単価の支給は、税法上、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収の上、支給することとなる。その際、1月から12月までの年収が103万円を超えると所得税が課税されるため、年末調整や確定申告を行う必要がある。
なお、当該年収に応じては、次年度に住民税が課税される場合もある。
- (4) 学生が所得税法上の扶養に入っている場合は、当該学生の1月から12月までの年収が103万円を超える場合は扶養控除を受けられない。
- (5) 親の健康保険の被扶養者となっている学生は、学生の収入によっては親の被扶養者から外れる可能性がある（例：共済組合、政府管掌保険は年額130万円（月額108,333円）を超える収入がある場合は親の被扶養者から外れる）。また、外れた場合は学生自身で国民健康保険に加入することが必要となる。
- (6) 授業料免除は、世帯の状況により家計基準の計算が異なるが、当該学生の収入額によっては、免除されない場合もある。また、日本学生支援機構奨学金の採用においても、収入基準額を超える場合には採用にならない。

以上